

平成18年12月13日

会員各位

日本液化石油ガス協議会
事務局

保安機関の認定更新について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協議会の業務につきまして多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成8年に保安機関の認定制度が施行され、今般2回目の認定更新の時期を迎えております。本省所管の保安機関の認定更新は、経済産業省に対し、認定機関の満了する30日前までに保安機関認定更新申請書を提出し、受理してもらわなければなりません。

今後更新される事業者が急速に増加すると思われませんが、各事業所におかれましての更新日を再度ご確認頂き、期日に遅れないよう十分注意して手続きを行われるようお願い申し上げます。

敬具